

# 平成 26 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会 議事録

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 45 分
- 2 会 場 新宿区新宿 6-14-1 新宿区立新宿文化センター 4 階 第 1 会議室
- 3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名
- [理事出席者]
- |     |        |      |        |      |       |        |
|-----|--------|------|--------|------|-------|--------|
| 理事長 | 永木 秀人  | 副理事長 | 加賀美 秋彦 | 常務理事 | 小柳 俊彦 |        |
| 理事  | 酒井 敏男  | 理事   | 佐藤 洋子  | 理事   | 杉山 千鶴 |        |
| 理事  | 高野 吉太郎 | 理事   | 武井 正子  | 理事   | 平田 達  | 以上 9 名 |
- [監事出席者]
- |    |       |    |       |        |
|----|-------|----|-------|--------|
| 監事 | 高橋 麻子 | 監事 | 名倉 明彦 | 以上 2 名 |
|----|-------|----|-------|--------|
- [会計監査人出席者]
- 会計監査人 太陽 A S G 有限責任監査法人  
土居 一彦、 登坂 秀明、 村杉 健二 以上 3 名
- [同席者]
- |    |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|
| 主幹 | 高橋 昌弘 | 事務局次長 | 諏訪 丹美 |
|----|-------|-------|-------|
- 欠席者
- [理事欠席者]
- |    |       |    |       |    |       |        |
|----|-------|----|-------|----|-------|--------|
| 理事 | 清水 敏男 | 理事 | 白井 裕子 | 理事 | 白石 美雪 | 以上 3 名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|--------|
- [監事欠席者]
- |    |       |        |
|----|-------|--------|
| 監事 | 神津 信一 | 以上 1 名 |
|----|-------|--------|

## 4 議題

### (1) 議事事項

- 議案第 1 号 公益財団法人新宿未来創造財団定款の変更について
- 議案第 2 号 公益財団法人新宿未来創造財団理事会運営規程の改正について
- 議案第 3 号 平成 26 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集について
- 議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び  
公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の承認について
- 議案第 5 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について
- 議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬の改定について
- 議案第 7 号 平成 25 年度事業報告及び計算書類等の承認について
- 議案第 8 号 平成 25 年度業績係数の決定について

### (2) 報告事項

- ① 経営計画実施プログラムの取り組み状況について
- ② 人事給与制度の見直しの進捗状況について
- ③ 第 13 回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて
- ④ 一般社団法人新宿観光振興協会への入会について
- ⑤ 役員賠償責任保険への加入について
- ⑥ 今後の理事会の予定について

## 5 定足数の確認

理事現在数 12 名中 9 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

## 6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、永木理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

### (1) 議案第 1 号 公益財団法人新宿未来創造財団定款の変更について

小柳常務理事より議案第 1 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (2) 議案第 2 号 公益財団法人新宿未来創造財団理事会運営規程の改正について

小柳常務理事より議案第 2 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (3) 議案第 3 号 平成 26 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集について

小柳常務理事より議案第 3 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (4) 議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会委員の承認について

小柳常務理事より議案第 4 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (5) 議案第 5 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について

小柳常務理事より議案第 5 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (6) 議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬の改定について

小柳常務理事より議案第 6 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (7) 議案第 7 号 平成 25 年度事業報告及び計算書類等の承認について

小柳常務理事より議案第 7 号について、資料に基づき説明が行われた。説明後、議長の求めに応じて、会計監査人より収支決算がすべての重要な点において適正に表示され、公益法人会計の基準に準拠し、公益認定関係書類と整合して作成されているものであることが報告された。

続いて、名倉監事より事業及び収支会計に関する監査報告及び平成 25 年度下半期資金運用業務状況の報告があり、それらの結果が適正であったことの報告があった。その後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

### (8) 議案第 8 号 平成 25 年度業績係数の決定について

小柳常務理事より議案第 8 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出

席者全員一致で可決した。

## 7 報告事項

- (1) 経営計画実施プログラムの取り組み状況について  
高橋主幹より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。
- (2) 人事給与制度の見直しの進捗状況について  
高橋主幹より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。
- (3) 第13回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて  
諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (4) 一般社団法人新宿観光振興協会への入会について  
高橋主幹より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (5) 役員賠償責任保険への加入について  
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (6) 今後の理事会の予定について  
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。

以上で議事を終了し、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長及び副理事長並びに監事は次のとおり署名する。

なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成26年7月1日

理事長 永木 秀人

副理事長 加賀美 秋彦

監事 名倉 明彦

監事 高橋 麻子

平成26年度 公益財団法人新宿未来創造財団第1回理事会

## 議事録

平成26年6月19日

○永木理事長 これより議事に入ります。

まず、議案第1号 公益財団法人新宿未来創造財団定款の変更についてと、第2号 公益財団法人新宿未来創造財団理事会運営規程の改正については、相互に関係いたしますので、一括して議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 事務局の議案第1号と議案第2号について事務局の説明は以上でございます。これよりご質疑をいただきたいと思います。ご意見のある方はどうぞお願いいたします。

○酒井理事 文言の整理ということになりますが、代表理事以外の理事であって、業務を執行する理事として選定されたものとは、理事でいうとどなたにあたるのでしょうか。これは、多分、皆さん分かりにくいと思いますので、どなたにあたるかを教えてください。

○高橋主幹 ただいまのご質問についてお答えいたします。ご質問にありました「代表理事及び代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの」についてでございますが、代表理事は理事長と副理事長になっておりまして、業務を執行する理事とは事務局長を務めている小柳常務理事ということになってございます。

○永木理事長 定款の第6章の規定で、業務執行理事が常務理事と定められております。よって、小柳事務局長が業務執行理事ということであり、今ご質問があった職務を担当する理事でございます。よろしくお願い申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がなければ、それぞれ議案ごとに決議を行わせていただきます。

議案第1号 公益財団法人新宿未来創造財団定款の変更について原案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

原案どおり決定させていただき、評議員会の議案とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 公益財団法人新宿未来創造財団理事会運営規程の改正について原案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第3号 平成26年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

- 永木理事長 議案第3号について事務局の説明が終わりました。ご質疑がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 永木理事長 それでは、異議なしということでございますので、議案第3号については、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第4号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の選任及び公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員の承認について議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

- 永木理事長 それでは、ご意見等がございましたら、よろしくお申し上げます。  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 永木理事長 ありがとうございます。それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第5号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦について議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

- 永木理事長 それではご質疑をいただければと思います。ご意見、ご質問がありましたらよろしくお申し上げます。

- 酒井理事 全く問題ないと思いますけれども、わかりにくい部分もありますので、補足して説明をしていただいた方がよいと思います。第4号議案において小菅知三さんが評議員選定委員に入っていますが、また自らも評議員候補者になっています。この関係について問題が生じない理由について、ここでご説明いただいた方がよいと思います。

- 諏訪事務局次長 定款の規定で、評議員の選定委員会については、現行の評議員が1名、それから監事1名、事務局員1名、それから外部委員2名で構成することとなっております。その評議員に割り当

てられた1名の選定委員の枠として、小菅評議員には選定委員になっていただくということでございます。

○酒井理事 そのような意味での質問ではありません。自分が自分自身に関して選定委員会で推薦するような形になってよいのかという意味での質問です。

○諏訪事務局次長 選定委員会の進行として、1名ずつ評議員の選定をいたします。その際、5名の選定委員のうちの半数以上のご承認があればよいということになりますので、評議員候補者としての小菅さんに関しましては、他の4名の選定委員で票決をさせていただくことになると思います。

○永木理事長 ほかにご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの評議員候補者の推薦について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第6号 公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬の改定について議題とさせていただきます

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 ご質疑があればよろしくお申し上げます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 それでは、ご意見がないということで、議案6号について原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第7号 平成25年度事業報告及び計算書類等の承認について議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 それでは、引き続きまして会計監査人をお願いしております太陽A S G有限責任監査法人から報告をお願いいたします。

○土居会計監査人 それでは報告をさせていただきます。資料の269頁に私どもの監査報告書をお付けしております。こちらは平成26年5月28日付で理事長宛てに監査報告書を提出しております。監査報告書の構成としては、まず財務諸表監査に対する監査の意見、それから財産目録に対する意見とこの二つの構成になっております。

監査報告書について読み上げさせていただきます。まず、財務諸表監査でございます。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人新宿未来創造財団の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任。理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任。当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見。当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

続きまして、財産目録に対する意見。当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規程に基づき、公益財団法人新宿未来創造財団の平成26年3月31日現在の平成25年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任。理事者の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任。当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見



を表明することにある。

財産目録に対する監査意見。当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係。公益財団法人新宿未来創造財団と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上でございます。

○永木理事長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事業報告及び計算書類等に関する監査報告及び平成25年度下半期資金運用業務状況について、名倉監事をお願いいたします。

○名倉監事 監事の名倉でございます。資料271頁に監査報告書がございます。

それでは、監事監査の報告をさせていただきます。

私たち監事は、財団監事監査規程第6条に定める監査事項につきまして、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、平成25年度事業実績報告書及び計算書類並びに附属明細書等を受領し、これらの書類について監査をいたしました。監査結果といたしまして、まず一番目、事業は法令及び定款等に従って適正に実施されていることを認めます。二番目、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。三番目、会計の処理及び財務の管理につきましては、会計原則に基づく処理がされており、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めます。

次に、平成25年度下半期資金運用業務状況報告をさせていただきます。

財団資金運用規程第9条第3項におきまして、理事会は少なくとも年二回、または必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする、と定められております。これに基づきまして、平成25年度下半期の資金運用業務状況についてご報告させていただきます。

現在運用中の資金であります定期預金や債券について、通帳や残高証明書等に基づき、その運用状況を確認いたしました。その結果、規程に則った適正な資金運用業務が行われているということを確認いたしました。以上でございます。

○永木理事長 以上で説明はすべて終わりました。ご質疑のある方はよろしくお願い申し上げます。

○酒井理事 資料の中の「平成25年度決算の特徴」の項目について説明していただきたいことが、二点あります。まず一点は、成果指標達成率50%以下の事業が挙げられているのですが、これだけですと、人が集まらなかった、よくなかった、ということは分かるのですが、参加した人の満足度等の調査はしていないのでしょうか。つまり宣伝や告知が足りなくて人が集まらなかったのか、それとも、ざっくばらんに言えば、つまらない事業だから人が集まらなかったのかということになると思います。これは、26年度にどのように対処していくかということに関わることです。四割しか参加者がいなかったということだけれども、参加した人にとってみれば良い事業だったというこ

とになっているのか。それとも、参加した人にとって、つまらない事業だったという話になっているのでしょうか。それを教えていただきたいということが一点です。もう一つは、ここで挙げられている「事業費が前年度決算額に対して1,000万円以上増となった事業」と「事業費が前年度決算額に対して1,000万円以上減となった事業」についてです。1,000万円以上の増減という条件にしているのですが、パーセンテージではなく、1,000万円という絶対数値で条件を設定している意味は何でしょうか。この二点について説明をお願いします。

- 青木学習・スポーツ課長 ご質問をいただきました成果指標達成率50%以下の事業として資料に記載されております区民スポーツ大会のニュースポーツ・レクリエーション大会について説明させていただきます。この事業で実施した種目として、トリムマラソンというものがございます。これは通常のマラソン競技のようにタイムを競うというものではなく、まず目標タイムの自己申告をしていただき、その後時計をはずした状態で走っていただき、ご自分が申告した目標タイムにどれだけ近いタイムで実際に走れたかを競うものがございます。この事業の成果指標達成率が50%以下になった一つの要因といたしまして、実施日の時期に会場の国立競技場の埋蔵文化財調査がございました。従前は、国立競技場から出て外苑周辺を2キロ走るコースだったのですが、会場使用の都合で実施日が土曜日になってしまったことのほか、国立競技場の埋蔵文化財の調査で競技場の出口が塞がれてしまったことがありまして、魅力あるコース設計ができなかったことが要因として考えられます。

一方で、現在の国立競技場では最後の実施ということもあり、競技志向でない方にも、やはり記憶に残してほしいと考えまして、ポスター、チラシ等で宣伝したところでございますが、周知不足のほか、外に出られないという点で魅力が少し欠けたところが原因かと思えます。この事業に関しては、アンケート調査はしておりませんが、成果指標の達成率が芳しくない原因はかなり明らかになっているところでございます。今後しばらくは国立競技場が使用できなくなってしまうということもあり、トリムマラソンについては今年度実施いたしません。これに類似した状況がありましたら、この経験を踏まえましてやはり実施内容の精査やPR方法を考え、より良いものにしたいと思っております。

このニュースポーツ・レクリエーション大会につきましては、このような見解を持っております。以上でございます。

- 高橋主幹 一点目のご質問について、ただいま区民スポーツ大会のニュースポーツ・レクリエーション大会について、学習・スポーツ課長からご説明をいたしましたが、その他の事業についても私からお答えいたします。

まず、日本語学習支援事業でございますが、こちらはご参加の皆様からは大変ご好評をいただいております。しかし、やはり周知方法等になお課題がございまして、目標30名に対して実績が15名にしかならなかったという結果になりました。これにつきましては引き続き周知方法の工夫が必要と分析をしております。

次に、障がい者支援事業でございますが、こちらは障がい者の方に様々な手法でスポーツの機会を提供する事業となっております。これにつきましては、我々もいろいろ工夫しているところでございますが、やはり周知の問題が一つあることと、それからこの目標設定についても手法と合わせまして見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

最後にもう一つ、公園内運動施設の運営の事業についてでございます。こちらは大きな課題といたしまして、西落合公園の少年野球場での事業について、少年野球場という特性上、やはり平日の昼間になかなか利用者が少ないということがございます。それゆえ、施設の利用について周知を図るという考えからイベントを企画しているところでございます。ただ、これもやはりご参加いただいた方からはご好評いただいておりますが、周知の問題等ありまして、まだなお十分な成果が達成できておりません。

ただいま申し上げましたとおり一定のご評価をいただいておりますが、なお事業の工夫と併せてより一層の周知を図り、各事業とも成果指標を達成してまいりたいと考えております。

なお、二点目のご質問として、前年度決算額に対して1,000万円以上増減となった事業をなぜ取り上げるのか、なぜ増減の比率ではないのかというご質問をいただきました。これにつきましては、前年度決算に対しまして1,000万円以上というのを大きな基準といたしましてご紹介しているものでございますが、ご指摘のとおり比率による事業の抽出という方法も適切かと考えますので、これについては今後見直しを図らせていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○永木理事長 よろしいでしょうか。

○酒井理事 良い事業だという評価になりましたら、やりがいもありますし、やはり満足度調査のアンケートはとった方がよいと思います。特に人数が少ない事業の場合は何故少なかったのかを調査することは有益だと思います。参加者が1,000人も来たらアンケートをとるのは大変でしょうが、参加者が少ない事業だったらアンケートをとる方法は十分あるのではないかと思います。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。

特にご意見がなければ、質疑を終了させていただきまして、議案第7号の平成25年度事業報告及び計算書類等を原案どおり承認するというご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第7号につきましては、原案どおり決定させていただきます。

次に議案第8号 平成25年度業績係数の決定について議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 ご質疑があればお願いします。

よろしいでしょうか。特にご意見がないということでございますので、議案第8号 平成25年度業績係数について原案どおり決定するというご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 それでは、原案どおり決定させていただきます。

以上で、議案は8件終わりました。

何か役員の方々または事務局から発言があればお願いします。

○小柳常務理事 一言、神津監事の退任につきまして申し上げたいと思います。本日の議案にもございましたけれども、財団評議員は本月26日に開催されます評議員会の終了をもって任期満了となります。また、財団の監事におかれましても、同時期に現在の任期は満了となります。これを機に、神津監事におかれましては、当財団の監事をご勇退される旨の申し出を受けております。本日の理事会にはご都合によりご欠席でございますが、平成12年以来、14年間にわたりまして監事をお務めいただきました。当財団の発展に多大なご尽力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。大変長い間ご指導いただきまして大変ありがとうございました。

○永木理事長 それでは、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

〈以下、報告事項等は省略〉